

速報！ さくらユウワ通信

◆テーマ：税制以外も気になる！平成 28 年 4 月 1 日施行の制度改正◆

余震が続くなか、再開された店舗も多く見受けられるようになり、復旧への道筋が見えてきたような GW でした。

さて、4 月 1 日は税制以外にも変更があった数多くの制度が施行された日です。今回は、その中でも皆様の生活と関わりの深い制度改正をご紹介します。

1. 雇用保険料率(失業等給付)が引き下がります

H28/4/1～H29/3/31 までの雇用保険料率

	保険料率	事業主負担率	被保険者負担率
一般の事業	11/1000	7/1000	4/1000
農林水産・ 清酒製造の事業	13/1000	8/1000	5/1000
建設の事業	14/1000	9/1000	5/1000

2. 国民年金保険料が引き上げられます

平成 27 年度	平成 28 年度
15,590 円	16,260 円

法律に規定されている平成 28 年度の保険料額 16,660 円（平成 16 年度価格）に、平成 16 年度以降の物価や賃金の変動を反映した率（0.976）を乗じることにより、16,260 円となっています。ちなみに引き上げは平成 29 年度で終了する予定です（厚生年金保険料も）

◆厚生年金保険料の引き上げは 9 月です◆

- ・平成 29 年度まで 0.354% ずつ引き上げ
- ・労使折半のため本人の負担増は年 0.177%
- ・給与への反映は一般的に 10 月から

3. 健康・介護保険料率が変更になっています

こちらは平成 28 年 3 月分（4 月納付分）からの適用となっておりますのでご注意ください。

	平成 27 年度	平成 28 年度
健康保険料率	10.09%	10.10%
介護保険料率	1.58%	1.58%
計	11.67%	11.68%

最後に、医療関係の話題では…

4. 紹介状なしの大病院受診時定額負担の導入

Q 1. 「大病院受診時の特別の料金」とは？

A 1. 診療所などの紹介状なしで大病院の初診を受けるときなどに、診察料のほかにかかります。

Q 2. なぜ、大病院受診時に特別の料金が徴収されるの？

A 2. 医療機関の機能分化を進め、質が高く効率的な医療を実現するためです。

Q 3. 医療機関を利用するときは？

A 3. 診療所や病院の機能や役割を理解し、まずはかかりつけ医に相談して症状に合った医療機関を受診しましょう。

◆定額負担金の最低金額◆

初診	5,000 円（歯科は 3,000 円）
再診	2,500 円（歯科は 1,500 円）

※医療機関が個別に設定することになります

【事務所仮移転のお知らせ】

熊本地震の影響のため、5 月より一時期下記事務所に仮事務所を設け、業務を移すことになりました。

お取引先様には、ご迷惑をおかけ致しますが、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

仮事務所住所：

〒860-0802 熊本市中央区中央街 3 番 8 号

熊本大同生命ビル 2 階 会議室

TEL：096-319-3339/FAX：096-319-3331（従来通り）

4 月から新しい仲間が増えました！

【田中 雄太】佐賀県から来ました、田中雄太と申します。一日も早く皆様のお役にたてるように、日々頑張っていく所存でございますので、よろしくお願いいたします。

【内山 和明】皆様に色々ご迷惑をおかけすると思いますが、精一杯頑張っていく所存ですので、どうぞ宜しくお願いします。

【田中 三奈子】